

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第9回議事録

消費者庁食品表示企画課

第9回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成30年2月16日（金）14:00～16:11

場 所：合同庁舎第4号館 408会議室

1. 開 会
2. 今後の遺伝子組換え表示制度について
3. その他
4. 閉 会

○湯川座長 お待たせしました。

それでは、定刻となりましたので、第9回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

出席状況ですが、本日は委員全員に出席いただいております。どうもありがとうございます。

それでは、事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いします。

○蓮見課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料の一覧とあわせて御確認をお願いいたします。

まず、議事次第。

続きまして、座席表。

資料としまして、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書（素案）」。

参考資料としまして、「適切に分別生産流通管理された原材料に任意で事実即した表示をする際の表示例」。

本日、武石委員から「新しい『遺伝子組換えでない』表示制度の創設について（意見）」という資料を御提出いただいております。

以上が本日の資料でございます。

お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申しつけください。

○湯川座長 資料はよろしいでしょうか。

本日は、前回の検討会での議論を踏まえまして、報告書素案を準備しております。横長の参考資料につきましては、資料の論点4に関連して、適切に分別生産流通管理された原材料に任意で事実即した表示をする際のイメージを持っていただくために、表示例を幾つか用意したものです。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○蓮見課長補佐 まず、素案ですけれども、前回のたたき台からの主な修正点を中心に説明させていただきます。

まず、1ページ目の「1. はじめに」です。食品表示一元化検討会報告書における遺伝子組換え表示制度の位置づけに関する背景事情につきまして、注釈で追記させていただいております。

1ページ目の下のほう、「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」につきまして、まず、(1)では、消費者の要望と事業者の実行可能性の調整が必要であることが明確になるように、第1パラグラフの中に「消費者が求める情報」という文言を挿入して修正いたしました。また、2ページ目の(3)では、現行の監視の仕組みを明記しつつ、文意をわかりやすくする修正を行っております。

「3. 遺伝子組換え表示制度をめぐる情勢」は、新規に記述を追加したところになります。本検討の背景事情としまして、昨年度実施いたしました調査内容等を引きながら、遺伝子組換え農産物の生産・流通実態、分別生産流通管理の運用状況、分析技術の向上、遺

伝子組換え食品に対する消費者の意識の4点について記述をしております。

6ページ目になりますけれども、下半分のところから「4. 今後の遺伝子組換え表示制度の方向性」ということで、各論点についての取りまとめ状況を書かせていただいております。その前段部分、各論点に入る前の部分ですけれども、ちょうど6ページ目の一番下のパラグラフになります。なお書きで、検討会における検討範囲について追記しております。1枚おめくりいただきまして、(1)①イ、次のページに移りまして②イですけれども、義務対象品目あるいは義務対象原材料以外のものへの自主的な情報提供が望まれるという点について追記しております。また、(1)①アにつきまして、表現を食品表示基準の書きぶりに合わせて修正しております。9ページ目から10ページ目にかけて、(2)②イは、前回の議論を踏まえて大きく書きぶりを修正しております。遺伝子組換え表示が免除される「意図せざる混入」の許容率5%を維持する点、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を「0%（検出限界以下）」とし、この制度への懸念点に対しては、新たな公定検査法の確立と必要な対応をとることが必要であること、それから、0～5%の間のものについては分別生産流通管理が適切に行われている旨の表示が可能であること、主にこれらを書かせていただいております。10ページ目の下のところからの(3)普及・啓発活動の具体例としまして、1点、資料の充実についても、議論はまだ行われていませんけれども、追記させていただいております。

最後、「5. おわりに」の部分を新規に記述しております。

続きまして、参考資料について簡単に説明させていただきたいと思います。

こちらは、タイトルにもございますように、「適切に分別生産流通管理された原材料に任意で事実即した表示をする際の表示例」として、皆様にイメージを持っていただくために作成したものになります。消費者にわかりやすく情報を伝えるという観点からこちらの資料はつくっております。

まず、1ページ目ですけれども、こちらは前回提出させていただいた参考資料の抜粋になります。

2ページ目から具体的な表示例を書かせていただいておりますけれども、上の囲いの中にありますように、分別生産流通管理が適切に行われているという事実即していること、「遺伝子組換えでない」食品であると消費者が誤認しないこと、これらの要件を満たすような表現が求められると考えております。

その上で、1つ目の具体例としまして、まず、一括表示の枠内とは別に任意の場所に表示する場合としまして、ヒアリングのときにハウス食品さんからお示しいただいたものを例にとっております。こちらは、枠内には何も表示せず、枠外に丁寧に記述していただいているという例になります。記述例としましては、「遺伝子組換えの原料の混入を防ぐため、分別流通されたとうもろこしで作ったコーングリッツを使用しています」。このような表現をしていただければ、消費者の方に事実関係が伝わるものとはこちらは考えております。また、下の②の表現も使えるのではないかとということでお示しさせていただいていま

すけれども、「とうもろこしは、分別管理されたとうもろこしを使用していますが、遺伝子組換えのものが含まれている可能性があります」。こちらは0～5%の間で管理されているものということが、この内容であれば伝わるのではないかということでお示したものに なります。

3 ページ目になりますが、こちらの例は、一括表示枠内に書く場合の例を示しております。前回説明のときに、「遺伝子組換えでないものを分別」という表現を使うことができると考えている旨、説明させていただきましたが、先ほども言いましたように、情報をわかりやすく伝えるという観点から、少し文言の修正をした別案で提示させていただいております。アンダーラインを引いておりますけれども、「遺伝子組換え原料の混入を防ぐため、分別管理が行われたもの」のような記述であれば、消費者が誤認することなく商品選択ができると考え、この表現を今回は提示させていただいておりますので、皆様からも御意見を頂戴できればと思っております。

以上が資料の説明になります。

○湯川座長 ありがとうございます。

きょうの素案の議論に入る前に、前回の積み残しである普及・啓発の部分が残っております。そこを今回冒頭に議論すると約束していました。事務局から説明がありましたとおり、前回のものから若干修正が行われているようですけれども、最初に素案、10～11ページにかけての「(3) 遺伝子組換え表示制度の普及・啓発」について、御意見を賜りたいと思います。どなたからでもよろしくお願いします。

武石委員、お願いします。

○武石委員 こういったパラグラフを取り上げていただいて、非常にありがたいと思っております。1点だけ、言葉の問題で、11ページの2行目のところだけ「国は」という感じで書いてあるのですが、ほかのところは消費者庁さんみたいな形で具体的に書いているので、できれば主体を明確にするためにも消費者庁さんはと書かれて、ただ、この問題は食の安全といった関係省庁のリスキも大事だと思いますので、例えば、「消費者庁は関係省庁と連携して」という形で書いていただくと、非常に広がりが出ていのかなと思しました。

○湯川座長 わかりました。内容的には農産物の実情や技術の話もあろうかと思っておりますので、消費者庁だけではないとは思っておりますけれども、関係省庁と連携してという趣旨であれば、そのとおりだと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員、いかがですか。

○夏目委員 特に表現ぶりに問題はないと思います。これまでの議論の中では、普及・啓発のところ委員の中からリスクコミュニケーションという話も出てきたと思っておりますけれども、あえて「リスクコミュニケーション」という文言を入れなかったことについて御説明いただければと思います。もちろん普及・啓発の中に含まれていることは承知しており

ます。

以上です。

○湯川座長 事務局からお願いします。

○赤崎課長 それでは、ただいまの点につきまして、事務局からお答えいたします。

「リスクコミュニケーション」という言葉につきましては、これまで検討会の場でも多くの委員から御意見としていただいております。遺伝子組換えにつきましては、第1回検討会の場で御説明させていただきましたが、安全性審査につきましては、食品安全基本法、食品衛生法に基づいてなされています。その上で、安全性に問題がないと解されている食品が流通・販売されているという実態がありますので、その意味では「リスクコミュニケーション」の「リスク」に対する一般の方々の受けとめがどのようなものなのかということもありまして、今の原案では「リスクコミュニケーション」という言葉は使わずに普及・啓発のところは素案を作成しています。ただ、今、夏目委員から問題提起いただいた点については、他の委員の方からいろいろ御意見をいただければ、改めてそれを踏まえて、座長の御指示のもと事務局でも整理をしたいと思っています。

○湯川座長 松岡委員、お願いします。

○松岡委員 この「(3) 遺伝子組換え表示制度の普及・啓発」の中には、単に表示の問題だけでおさまらないものがある、この検討会もそのために苦労しているわけですが、遺伝子組換え食品について普及・啓発が伴った上で、この表示制度について言及するような形を描いていただきたいと思います。

○湯川座長 要するに、表示に限定して書くという趣旨ですか。

○松岡委員 表示だけではだめなので、そのもとになる食品、遺伝子組換え作物そのものについても、今までのところ、どこの省庁でもそれはされていませんので、伴ってそのことについて普及・啓発するというところをここに書いたほうがいいのではないかと。

○湯川座長 わかりました。生産状況や技術の面についても、普及・啓発をすべきだという御趣旨ですね。

ほか、いかがでしょうか。

澤木委員。

○澤木委員 今の意見に追加ですけれども、安全性の審査がきちんと行われているものが販売されているところと、分別管理などの文言の説明もきちんと啓発していくことが大事だと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員。

○神林委員 最後のパラグラフの「以上のことから」のところの「資料を充実させること」は、何の資料がよくわからないので、「消費者向け説明資料や」と言ったように補足するとともに、「充実させる」だけではなくて、ホームページに掲載するなど、具体的などこ

ろまで書かれたほうがいいのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

どういった資料をどのように啓発に使っていくかというのは、もう少し具体的にという趣旨ですね。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員。

○立川委員 この普及・啓発の中に入るかどうか微妙なところもあるのですが、こういった普及・啓発活動を行った上で、消費者行動がどのような対応をしているのか。消費者行動の把握ですとか、モニタリングですね。広い意味でいうと、この制度がうまく回っているのかということのモニタリングがどこかで言及されているといいと思いました。この部分に入れるべきかどうかはよくわからないのですが。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 黙っていようと思っていたのですが、**「リスクコミュニケーション」**という言葉がここに当てはまらないというのはよくわかるのです。最初に松岡委員から御指摘のあった全体を通じてのリスコミというか、情報提供が欠けていると思います。それは、遺伝子組換え食品の安全性については厚労省から、作物については農水省から、表示については消費者庁からそれぞれパンフレットができて説明されているのですけれども、それぞれのパンフを見ても全体で何をしているかわからないという状況があるので、遺伝子組換え食品についてどのような対策がとられて、リスクコミュニケーションという意味では安全性のリスクコミュニケーションの一つとしての表示があると思うのです。それは、審査が終わって安全だから、でも、表示はしますよという、ただ、そこから先が**「リスクコミュニケーション」**という言葉は必要がないということはわかるのですけれども、リスクコミュニケーションの中の一つにこれが位置づけられているので、その位置づけを説明するような資料や啓発が行われていないことが一つ問題だと思います。

それがあから、なかなかこの問題についての全体の啓発が進まないと思うので、書くとしたら、そこら辺も踏み込んで書いてもらえればと思います。

立川委員の御指摘のあったモニタリングのあるような調査は私も必要だと思っていました、こういう制度の改正を伴いますと、実際にその後の消費者の皆さんの消費者行動の変化は予想どおりにいくかどうかはわからないというところがあるので、そのところをPDCAでフィードバックするような形をとらないと、失敗しましたということがわかるのに10年かかったなどということになってしまうので、そういう意味で、制度のモニタリングをしていく必要があると思います。それは付記したほうがよいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

今のお話は、遺伝子組み換え食品の表示制度だけではなくて、表示制度全般、原料原産地表示なども今回は変わりましたし、そういったことを通じての御意見かと思えます。ぜひ何らかのところで反映させたいと思えます。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

近藤委員、江口委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 そのほかは特にございません。

○江口委員 特別はないのですが、あえて言えば、最後の2行目のところの「遺伝子組換え農産物の実情や遺伝子組換え表示制度の」という中に、今村委員もおっしゃっていた安全性に関する取り組みといいましようか、そういう部分も普及することが必要ではないかと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

一通り御意見をお伺いしましたけれども、さらにつけ加えてという方々がおられましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、きょうの素案の最初のほうから順番に議論を進めていきたいと思えます。

素案の冒頭、「1. はじめに」。ここでは食品表示一元化検討会報告書について注で触れたという説明が事務局からありましたけれども、具体的には、ページの一番下に、やや小さい字で書き加えているところが該当するものになります。この報告書には、このほかにも幾つか、例えば、5ページになりますとかなり詳しい注釈が入っております。技術的な解説などにわたる部分につきましては、注釈で処理をするという考え方で書いております。

「1. はじめに」の部分につきまして、御意見を承っていききたいと思えます。どなたからでもお願いします。

武石委員、いかがですか。

○武石委員 注釈でつけていただいて、きっかけがわかってよかったと思っておりますが、1点だけ、「消費者の意識の変化」と「1. はじめに」の1パラグラフ目の最後に書いてあるのですが、それとあわせて資料としてついているのが、現在の消費者の意識が出ていますけれども、「変化」といったときに、当初と比較して何か変わったのかみたいなことにもなりかねないので、「変化」とまで書く必要があるのかと思えました。

○湯川座長 もう少しトーンを落としてという御趣旨でしょうかね。そこは変えられるかどうか検討してみます。漢字2文字ですので、どう変えるかというのはなかなか難しいかと思うのですが。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員。

○神林委員 最初の4行目、ここはなぜ「可能性がある」という終わり方になっているのでしょうか。

○湯川座長 断定していないという点ですね。

○赤崎課長 この「1. はじめに」の、今、神林委員がおっしゃった「可能性がある」という言い方は、恐らくこの検討会の設置要領に書いてあることを踏まえて整理したものです。ここは、まさに「可能性がある」ことを起点にこの検討会を立ち上げて、本当にそれは可能性どまりなのか、実際はどうなのか、事務局からもいろいろと説明もさせていただいて、今、こういう形で議論をするに至ったということで、時系列の流れの中でこの検討会を設置する背景という形で書いているということです。

○湯川座長 どうぞ。

○神林委員 明らかに変化しているのではないかと思うものですから、断定しても別に構わないのではないかと思ったことが一つ。

もう一点、違う観点ですが、消費者の意識は変わりました。それから、先ほど今村委員からもありましたように、17年経過して、事業者側がこういう形で表示をするとは想定ができていなかったということが前の議論などでたしかあったと記憶しておりますので、その消費者側の変化と、事業者側がこれにどのように対応してきたのか。それが当初制度を設計したときの思いと合っていたのか、合っていなかったのかという、そのようなところももう少し加えたらいいかなと思いました。

○湯川座長 ありがとうございます。

これは委員の御発言もありましたので、事務局でどう盛り込むかというところを考えていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 特には。

○湯川座長 そのほか、いかがでしょうか。

夏目委員、いかがですか。

○夏目委員 このままでいいと思っておりまして、最初のパラグラフの「消費者の意識の変化などが生じている可能性がある」はスタートのときの文言だったので、私は余り考えていませんでしたけれども、その消費者の意識が3割どまりだということを断定していかどうかというのは非常に悩ましいところでありまして、このままでいいと思いますし、むしろ事業者側の表示が当初の制度の狙いと違うという今の神林委員の御発言がありました。それを盛り込んでいただいたほうがいいのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

松岡委員、いかがでしょうか。

○松岡委員 「変化などが生じている可能性がある」となっているので、私はこれでいいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

澤木委員、いかがでしょうか。

○澤木委員 特にはないのですが、実際に表示を目にしないというところも、入ってもいいのかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

立川委員はどうでしょうか。

○立川委員 特段ございませんが、一番最後のパラグラフの文章が長いと思いました。

○湯川座長 ありがとうございます。

近藤委員、江口委員、いかがですか。

○近藤委員 私も、初めの部分についてはこれでよろしいかと思います。

○江口委員 私も特にございません。

○湯川座長 ありがとうございます。

一回り伺ったわけですが、さらに皆さんのお話を聞いてみて、またという方がおられましたら、どなたからでも。

よろしければ、また後で思いついたらいつでも戻っていただいて結構ですので、これはここで終わったという進め方ではありません。

「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」、1 ページから 2 ページにわたる部分ですが、ここでは消費者の要望、事業者の実行可能性の間の調整という観点への言及が必要ではないかという御意見です。(3) につきましては、当初「技術的・実務的」という表現があったのですが、わかりにくいということでしたので、具体的な表現に修正しております。そのほか、義務表示事項については、安全性に関する事項が優先するとの考え方を明記すべきだとの意見もありましたが、その考え方は当然のことと考えまして、(2) において遺伝子組換え食品の表示は消費者の選択のための表示であることを記述しているというところで意図が十分に伝わるのではないかという内容の修正にしております。

1 ページから 2 ページにかけまして、御意見を伺っていきたくと思います。どなたからでもお願いします。

立川委員。

○立川委員 2 ページの (2) に 2 つパラグラフがあるのですが、その 2 つ目のパラグラフの冒頭が「このように」となっています。しかし、前段を受けているようには余り見えないので、この (2) の 2 つ目のパラグラフは独立させて (3) とするか、あるいはもう少しつながりが分かる文章にさせていただくといいかなという気がしました。日本語の文章に関する意見です。

○湯川座長 ありがとうございます。

内容的には、前段で安全性の審査を経ているということで、後段、合理的な食品選択の機会の確保を維持する表示だということにつながってはいるので、(3) で独立させるというのはどうかなと。私の印象ですが、このように」というところは確かに短絡かなという気がしますので、そこら辺の表現を考えてみます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員、いかがですか。

○今村委員 特にありません。

○湯川座長 江口委員、何かありますか。

○江口委員 特にございません。

○湯川座長 順番というわけではないのですけれども、神林委員、いかがでしょうか。

○神林委員 ないです。

○湯川座長 近藤委員はいかがですか。

○近藤委員 2 ページの最初、「義務表示制度の運用や見直しに当たっては」以下のところで、分析上の実行可能性の影響も大きいので、その分析上の実行可能性もあわせてという「分析」という言葉を入れていただければと思うのです。

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、夏目委員、いかがですか。

○夏目委員 はい。

○湯川座長 澤木委員、いかがですか。

○澤木委員 はい。

○湯川座長 松岡委員、いかがでしょうか。

○松岡委員 この場所がいいのかどうかわかりませんが、先ほどどなたかが発言されておりましたように、例えば、「遺伝子組換え」という表示が出ないとか、「不分別」も実際に流通はなかなかしていないというようなことをもうちょっと具体的にここらあたりで入れたほうがいいのかと思うのです。3 番目の表示制度をめぐる状況のほうに入れるのかどうかなのですけれども、その辺のところは組み立て方をもう一度考えていくほうがいいのかと思います。現実には動いていってしまっていて、その結果、課題を多くしているというところを表現しておいたほうがいいのかと思います。

○湯川座長 流通の現状の実態というところですね。入れるとすると、2. か、3. か、あるいはほかの「1. はじめに」あたりでもいいのかもしれませんが、2. あたりかなという気がします。趣旨はわかりましたので、そのように修正していきたいと思います。

武石委員、いかがでしょうか。

○武石委員 前回もちょっと言ったのですけれども、一元化のときの優先順位の考え方をみたいなものをできれば入れてほしかったということが率直な感想で、要は、本来スペースは限られているので、まず、検討するに当たってはこういった優先順位で今回の遺伝子組換えについてどこまで情報を載せるべきかといったことを、全体を見回して議論することが大事だというのが一元化検討会の御指摘だと思いますので、それはどこかに入っていればいいかなということは、前回意見をさせていただきました。

○湯川座長 先ほど立川委員からも意見が関連して出ておりますので、そこら辺の書き方を検討する中で、その趣旨も生かしていければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

もしよろしければ、3. に進めていきたいと思います。

ちょっと長いのですが、2ページから6ページについて、途中で図表なども含まれておりますので、ボリュームとしては大きくなっています。ここでは制度の現状について、対象農産物の生産・流通実態の変化、分析技術の実情あるいは現行表示制度の評価、消費者の意識といった、検討の背景事情を書き込むべきという御意見がありましたので、それを受けて新たに起こした章です。前回のたたき台のときにはこの部分はなかったというところですが、ここについて、皆さんから御意見がありましたら、お願いします。この後の検討に入る前提条件といたしますか、現状説明の部分になります。どなたからでもお願いします。

立川委員。

○立川委員 これも日本語の問題なのですが、2ページの一番下から3ページにかけて、スタック品種の説明がなされていますが、「複数の遺伝子組換え品種を掛け合わせたスタック品種」という表現となっていますが、これで良いでしょうか。掛け合わせたものだけではないので、スタック品種の説明については事実即して書いていただくといいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

表現は、またそこら辺を近藤先生などとも相談をして、正確な表現に改めます。掛け合わせではないですね。「遺伝子を導入した」ですかね。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 2点です。

まず、2ページの「(1) 遺伝子組換え農産物の生産・流通実態」のところで、真ん中の段落のところ、一番最後に「遺伝子組換え農産物の割合が増加している可能性が示唆される」の「示唆される」という意味がわかりにくくて、「可能性が示唆される」というのは、この17年の間に輸入農産物に対する遺伝子組換え農産物の割合が増加しているとは言えないということですか。そのところを1点お聞かせ願いたいと思います。3ページの輸入量のところを見ておきますと、数字は確実にふえていると思います。それが1点目でございます。

2点目ですけれども、5ページの「(3) 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術の向上」は、項を起こしていただいて、丁寧に説明をつけ加えていただきましたことはとてもいいと思います。その上で、これも一番最後の文末で「高度に加工された加工食品からのDNA検出ができる可能性が想定される」とありますけれども、これまでの議論の中では、分析技術は向上しているのだけれども、それを実際に表示拡大に使うためにはさまざまな課題があって、一概に使えないというお話がずっと出てきたと思うのです。そうしますと、ここの「想定される」、「可能性が想定される」というのはとても明るい表現で、本当にこれからますます表示拡大できる可能性がありますねとも受けとめかねられないのですけれども、現実はそうではないというお話が何度も出てきたと思ったので、そのところは

近藤先生などが専門家でいらっしゃるけれども、ぜひ聞かせていただきたいと思います。そんなに私は簡単にこの科学的検証が期待できるとは思えませんので、お願いします。

○湯川座長 ありがとうございます。

私もいろいろ論文などの査読あるいは学生指導をしまして、例えば「可能性が示唆される」というのは相当自信がない場合を書く文言ですね。次の「可能性が想定される」も、そういう意味ではどっちに転んでも問題がないような書き方なので、報告書の趣旨としてはもう少しわかりやすい文言で、これは事務局と詰めていきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 今回、図表が入ったことですごくわかりやすくなったと思います。先ほどの夏目委員と同じところで、3（1）の輸入農産物に対する遺伝子組換え農産物の割合が増加しているのは事実だと思うので、「増加している」でいいのではないかと思うのです。

（4）の最後のところに、先ほど「遺伝組換え不分別」などの表示をほとんど目にしないというところは、ここを見るときちんと書いてあると思いました。

○湯川座長 御指摘ありがとうございます。

そうですね。こちら辺をもう少し具体的に書いていくかどうかということですね。

そのほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 この4ページの「（2）分別生産流通管理の運用状況」の部分で、この後の「でない」表示についての議論があるわけですがけれども、なぜその議論があるかという、これだけ頑張って分別流通をしてもゼロにすることはできないという現実、混入しているという状況があると思うのです。前段の中でそのことはどこにも触れていないので、その後ろで「でない」がだめだということになる根拠が現状の中で出ていないのは不自然かと思います。書くとしたら頑張っていますよという分別流通のところにもまた水を差すような形になるのですけれども、頑張っても混入があるということを書くとしたらここかなと思います。

○湯川座長 わかりました。分別生産流通管理の実情という点ですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

江口委員。

○江口委員 3ページの下の方なのですけれども、例えば、大豆の1998年の輸入量は4,751が合計になっているのです。2015年は3,243で、これは減っているということですか。先ほどから作付面積がふえていると、上のグラフを見ているとそう錯覚するのですが、この数字を見る限り、数字がふえているのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○湯川座長 これは全体の大豆の輸入量ですね。

事務局から説明をお願いします。

○赤崎課長 事務局から補足をさせていただきます。

大豆、とうもろこし、それぞれですが、1998年、2015年の欄の一番下に「合計」欄があります。これはまさに我が国の輸入量の合計でして、例えば、大豆で見ますと、今、委員からお話がありましたように、1998年は475万トンの輸入が2015年には324万トンの輸入、輸入量総量で見ると減っています。ただ、それぞれの国の作付面積の内訳を見ますと、例えばアメリカだと、1998年のアメリカにおける大豆作付面積のうち、遺伝子組換え大豆の作付面積の割合が、1998年の27%が2015年には94%に増えています。ブラジルの場合ですと、1998年の「－」は、どうもこのときは遺伝子組換え大豆をブラジルでは作っていなかったと推定しています。それが2015年になりますと94%に増えています。その意味で、輸入量全体のボリュームで見ますと確かに減っていますが、それぞれの国での遺伝子組換え農産物の作付面積の割合が著しく増えているということで、それで先ほどのような整理をしています。

○湯川座長 そのような表です。あと、遺伝子組換え品の輸入量の統計で使えるものがあるかどうかでまた書きぶりがどうなるのかというところです。そこはまた事務局で統計を当たってみることになるかと思います。

どうぞ、今村委員。

○今村委員 今の江口委員の指摘で気になったので、御指摘は非常にごもつともで、量が減っているということはそのとおりなのです。それは日本人の総カロリー摂取量が減っているのです。日本人の人口も減っていますし、高齢化も進んでいるから、全体が落ちてきています。食べている量は減っているのですけれども、その中で占める割合が上がっているということが今の問題だと思うので、その部分を読み違えるようになってしまうと元も子もないので、そこは追記してもらったほうがよいと思います。

○湯川座長 輸入品の大豆やとうもろこしに占める割合は確かに増大しているだろうということですね。その数量と割合との関係を混同しないようにと。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

また順番ですけれども、神林委員、いかがでしょうか。

○神林委員 3ページのさっきの表ですけれども、第1回目の資料を見ると、そのときには国際価格の高騰によりという言葉が出ていました。趨勢としては減っているのしょうから、推移がわかるような形でバックデータとして持っておくといいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

武石委員、いかがですか。

○武石委員 4ページの「(2) 分別生産流通管理の運用状況」を私どもは現地調査をしましたので、今村委員がおっしゃるように、実際のサンプリングの結果の数値のばらつきみたいなものを見ていただくためにも、そのデータは必要ではないかと思います。

さっきちょっと言いかけました消費者の意識というところです。5ページの(4)で現状のことは書いてあるのですが、難しいと思うのですが、制度ができた当時の消費者の意識と比べて今はどうなのかという視点も、「変化」と仮にするのであれば必要だと思いますので、その当時と比べると、消費者の意識は、今、それほど不安とか忌避する方がふえたかどうかとか、全く比較するものがないのでなかなかわからないということが先ほどの意見ですので、そこら辺をもし比較可能なものが何かあるとすれば比較して、変化がこうだということを言ったらどうかと思っています。

○湯川座長 ありがとうございます。

さかのぼってアンケートはできないので、既存のデータを事務局と当たってみたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

松岡委員、いかがでしょうか。

○松岡委員 5ページの(4)のところですが、消費者の意識の問題です。この意識調査のこの数字を使うのが正しいかどうか。そういう結果が出ているのですから、そうかなと思うのですけれども、私たち、夏目委員や私のように消費者に直接会っている人たちを見ると、こういう実態なのかしらということがあるのです。アンケートのとり方とかもありますけれども、そもそも遺伝子組換え食品の表示自体を知っているかどうかとか、遺伝子組換え食品を知っているかというところから、そんなに大きい割合にならないのではないかという気がするので、不安なところがありますということが言いたいので、余りこれで意識がこうだと言われると、ちょっと大丈夫かなという部分があるのです。

○湯川座長 ここの(4)については、6ページに図表3としてバックデータも載せて、この数字を文章に載せています。余り大きな加工や表現ぶりの変更は加えていないのです。御意見を踏まえて、断定的に書けるかどうか、変えたほうがいいのかどうかということも踏まえて、総合的に表現ぶりを検討したいと思います。そういったことでよろしいでしょうか。

○松岡委員 はい。

○湯川座長 ありがとうございます。

最後になりましたけれども、近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 3(1)の3ページの図表を入れて、いろいろな情報があるのですけれども、できれば遺伝子組換え作物の使用、大豆、とうもろこしのそれはどういう用途で使われるかという情報もあってもいいのかなと思ったのです。

○湯川座長 今、事務局に確認しましたら、これは飼料、餌も含まれての数字ですので、どういったところにこの輸入されたものが流れているかという情報を載せられるか、事務局と検討してみたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしければ、次に移っていきたいと思います。「4. 今後の遺伝子組換え表示制度の

方向性」ということで、これは6ページから8ページについてです。冒頭に、検討の範囲について明確化すべきという御意見がありましたので、記述を追加しております。そこを御確認いただきまして、後ほどそこも含めて意見をいただきたいと思います。各項ごとに進めていきたいと思います。まず、6ページからの文章と「(1)表示義務対象範囲」について、ここでは、品目、原材料ともに義務対象外となっているものについても、ガイドラインなどにより、消費者への情報提供に努めることが望ましいという趣旨の御意見がありましたので、記述を追加しております。こういったところも含めて御議論いただければと思います。まず、6ページから7ページにかけてです。どなたからでもお願いします。

武石委員、お願いします。

○武石委員 かなり書き込んでいただいたということでわかりやすくなったと思うのですが、例えば、6ページの諸外国の表示制度みたいなあたりも参考資料で載せて、例えば、次の(1)で一番本当に議論が出ましたあの整理の方向性あたりに外国のEUなどの事例を引いて、消費者の方から全ての対象に拡大すべきみたいな議論もあったので、そういった議論も少し入れながら、そうはいつてもいろいろ日本の輸入事情から見て難しいのではないかと、もう少し肉づけできると思うので、例えば、そういったものの図表で入れた上で、そういった具体的なあのところのいろいろなやりとりを入れると、もう少し消費者の方々の委員が言ったことも反映されるのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

確かにそういう議論もありましたので、その点、表現は考えていきたいと思います。図表というお話がありましたけれども、今、ほかにも図表絡みの意見が出ていまして、そうした図表を全部入れるかどうか。余り入れると図表だらけの報告書になる。見やすいことは事実なので、それはそれで構わないのかなとは思っていますが、報告書としての横並びの問題もあろうかと思いますので、最終的にどういう図表を入れるかどうか事務局と相談をして、わかりやすいという趣旨でできるだけ入れられれば入れるという方向で考えたいと思います。全体のページ数を余りふやすとかえって見づらくなるのではないかという意見もあろうかと思いますので、そのあたりは後ほど検討するという事にさせていただきます。

ほか、いかがでしょうか。

先に武石委員、次に澤木委員、お願いします。

○武石委員 済みません。さっき聞き忘れました。新しく追加された、事業者においてはガイドライン等により消費者への情報提供に努めることが望まれるということですが、ここでいうガイドラインは、例えば、食品業界あるいは個別業界が独自に自主基準としてつくるようなガイドラインということイメージされていらっしゃるのでしょうか。

○湯川座長 事務局からお願いします。

○赤崎課長 先ほどの武石委員からの御質問でガイドラインの作成主体について問い合わせがありましたけれども、先ほど武石委員がおっしゃられた個別の業界も含めて、そういうものをつくるものも当然入りますし、それはこの場合に当然該当すると考えています。

○湯川座長 そういうことでよろしいでしょうか。

○武石委員 はい。

○湯川座長 澤木委員、お願いします。

○澤木委員 ガイドラインのこの文言を入れていただいたことはすごく良いと思います。

私は少しでも消費者が目にするようにぜひ事業者の方にはお願いしたいところです。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

夏目委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 表示義務の対象を拡大してほしいということがずっと主張でしたので、それが反映されなかったのが残念ですと毎回申し上げております。

1点お伺いしたいのが6ページで、この検討会の対象ですけれども、食品表示法で規定する食品に限定しており、遺伝子組換え飼料等は対象外であると。飼料については、最初のときにちょっと委員からも発言されましたので、遺伝子組換えのとうもろこしで一番多く使われるのは飼料なのです。それでは、飼料はどこで検討するのですかということ。つまり、この検討会では検討しませんけれども、それ以外の遺伝子組換え品について、どこかで検討しますというところを欄外でいいのでやっていただくといいのですけれども、難しいですか。

○湯川座長 事務局から。

○赤崎課長 ストレートなお答えになるのかというのはありますけれども、今、輸入とうもろこしの大部分は、餌、飼料に仕向けられています。このデータについては、第1回検討会の資料の中にも入っています。この食品表示法という枠組みで考えると、おっしゃるとおり、飼料は人が食べるものではありません。そういう整理になりますが、それでは、どこで検討するのかとなりますと、またそれは食品表示法と別体系の中で整理し、決めざるを得ないと思っていますので、その点はどういう枠組みで検討の場があり得るのか。まず、こちらでもいろいろ調べてみた上で、適切に対応したいと思っています。

○夏目委員 ありがとうございます。

EUは飼料も表示の対象にしているという事実があるわけですね。ですけれども、私どもの国ではこのように決めていますというところで、それでは、日本はどうしてなのかと消費者は単純に疑問に思うのかなと思って、発言させていただきました。

○湯川座長 今の御意見の処理としましては、今回の検討が食品表示法の枠の中、その傘の下での検討ということになっていきますので、報告の中に位置づけるということではなく、議事録にはもちろん残りますので、事務的に消費者庁さんからしかるべき関係の行政機関にこういった情報を伝えるという処理になろうかと思えます。

そういうことでよろしいでしょうか。

○夏目委員 はい。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

松岡委員、いかがでしょうか。

○松岡委員 7ページの最後の追加されたところで、こだわるわけではないのですが、業界別、業界ごとなどのガイドラインなどによりというところがあって、確かにそういうルールづくりを事業者さんでやっていただくというのは結構なのですが、それがばらばらにならないようにだけはしていただきたい。それは消費者庁がきちんと音頭取りをしていたら、例えば、納豆業界とお豆腐業界とはちょっと違うというようなことでは消費者の人がわからなくなりますので、そこは表示という場面ではそろえていただきたいと思います。報告書に入るにはどうしたらいいのかわからないのですけれども。

○湯川座長 ありがとうございます。

大事な点だと思しますので、そこはできるだけ報告書に反映したいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員。

○神林委員 私も品目を拡大するというをずっと述べていたので、今回それが反映されなかったというのは非常に残念です。

先ほどガイドラインのところ、赤崎課長の御回答の中で、事業者がガイドラインをつくることも中に入っているという言われ方をされたので、消費者庁といいますか、国がガイドラインを示してもらって、今回、表示対象外になる品目についても、可能な限り事業者の努力によって表示をするという方向にぜひとも持って行っていただきたいと思っています。

○湯川座長 ありがとうございます。

これは業界によって違いがあると思うのです。自主的に作成する業界もあれば、行政が通知などで示したガイドラインでやっていくところもあろうかと思しますので、そこら辺は一律に行政が、とも書き切れない部分です。書くとならばですけれども、必要に応じて行政が関与という書き方になろうかと思いますが、そこは書き方を検討したいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

今村委員、まだですけれども。

○今村委員 特には、今までに十分議論されていると思います。

○湯川座長 江口委員、いかがでしょうか。

○江口委員 特にないです。

○湯川座長 近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 特にないのですけれども、細かいところでどうしても気になってしまうのは、7ページの「イ 整理の方向性」の第2パラグラフ、「その上で」以降で、ここに「例えばコーンフレークのように」という文言が必ず必要か。なくしてもらったほうがうれしいですけれどもという考えなのですけれども。

○湯川座長 ここは、当初、資料としても出して検討を進めたということもあり、微妙な

ところではありますけれども、一旦資料を出したということで載せているということか思います。そこら辺の経緯も、5ページ一番下に6になります。こういった状況だということもつけ加えて書いておりますので、ここは残しておいてほしいというところですね。よろしいでしょうか。

まだ御発言いただけていない立川委員、いかがでしょうか。

○立川委員 この中で、夏目委員の御指摘でふと気がついたのでありますが、飼料の問題です。今は余り一般的ではないのですが、非遺伝子組換えの飼料を与えて、その牛からとれた牛乳をNon-GMO牛乳として販売していたことがあります。牛乳そのものは食品なのですが、GM飼料はこの場では対象としないということで、この検討会のスコープの外になっております。現状では、恐らくNon-GMO牛乳のようなものは任意表示のままにとどまっているという理解かと思えます。ですから、この検討会の対象範囲外ではあるものの、GMに一部言及している食品の取り扱いに関して、その考え方などにつきまして、この報告書に入れる必要はないかと思えますが、どこか、消費者庁のホームページなどで情報提供していただくなど、これらの点をどう考えたらいいかということ疑問に思いましたので、申し上げます。

○湯川座長 これは私が答える話でもないのかもしれませんが、行政というのは、そういった表示上の事例が出てきて、具体的に問題が生じたときに規制をしいていくという進め方をしますので、今のところはそういった事例がないので表示基準もないというところかと思えます。将来そういったものが出てきた場合には考えるということになるのだろうと思えますけれども、これを今の段階で報告書に書けるかどうかというのは、なかなか。

○立川委員 今はそれほど一般的ではないかもしれないけれども、事例としてはあるということですか。

○湯川座長 事務的に考えてみます。要するに、書くだけの課題、問題が今そこに生じているかどうかという点です。書くとならかの将来的なアクションに結びつく文書になりますので、事務局とも意識を詰めた上で盛り込むか盛り込まないかということを検討させていただければと思います。情報提供は非常に参考になりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

引き続いて、「(2)表示方法」、8ページの下半分から10ページの上半分になります。表示方法のところは、①「不分別」の表示方法、②「遺伝子組換えでない」の表示方法ということで、先ほど参考資料でお示ししました具体的な書き方の例で、そういったことも含めまして御議論いただければと思います。記述を大きく変えているということで、義務表示を免れる「意図せざる混入」の基準については5%を維持するという点、「遺伝子組換えでない」表示をするための条件については、社会的に見て0%、これは今の報告書では「0%（検出限界以下）」という表示で、いわゆる数学的な0ではないというところを明確にしております。「遺伝子組換えでない」表示の条件を厳格化するに当たっては、新しい公定検査法の確立や十分な周知などが必要であること、それから、0～5%、これは

いわゆる「0%（検出限界以下）」から5%の間です。これは分別生産流通管理が適切に行われている旨の表示を任意で行うことができるといったことを記述しております。前回、事務局と相談をして、私から口頭で「遺伝子組換えでない」ということが検出限界以下、「遺伝子組換えでないものを分別」という現在認められている表現については、これは検出限界を上回り、かつ、5%を下回るものについてこういう表現が考えられるという説明をしましたがけれども、これについては各委員の方々からもそこは紛らわしいのではないかという御意見を頂戴しておりまして、「遺伝子組換えでない」という表示とどのように区別するかということも含めて考えていただくため参考資料として出させていただいております。

そういったこと全般について御意見をいただければと思います。どなたからでも願います。

松岡委員。

○松岡委員 先ほどの限界から0%（検出限界以下）から5%のところ、分別管理されているところの表現ですけれども、私も後で「しまった」と思って、遺伝子組換えでないものを「分別」と言うことは非常にわかりにくいし、現行の形と違ってくるわけですね。「遺伝子組換えでない」というのは非常に少なくなって、あるいは、その品目からなくなったりするわけで、そうすると「遺伝子組換えでないものを分別」というのはいかにも遺伝子組換えでないと受け取られるので、これは明らかにやめてほしいと思いますし、それと同時に、その間の白い部分については「遺伝子組換えでない〇〇」という表現は入れないようにしないと、この制度は非常に紛らわしいことになってしまいますので、それだけはやめていただきたいと思うわけです。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

澤木委員、夏目委員、いかがでしょうか。

○澤木委員 それでは、9ページの上の①のイの「以上を踏まえれば」のところ、「『遺伝子組換え不分別』に代わる実態を反映した分かりやすくなおかつ誤認を招かない表示を検討し」と一言入れたらどうかと思うのですけれども。

○湯川座長 今、報告書に入っている文言ですか。

○澤木委員 9ページの①の最後、「以上を踏まえれば」のところの2行目なのですけれども、「『遺伝子組換え不分別』に代わる実態を反映した分かりやすい表示を検討し」と書いてありまして、そこに、わかりやすくなおかつ誤認を招かないような表示をと。

○湯川座長 ありがとうございます。

夏目委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 私は「不分別」はわかりにくいのでなくしてしまえば簡単だと主張してきましたけれども、それは今回同意を得られませんので、「不分別」にかわる表現を検討する

ことになるのかなと思います。そうしますと、「遺伝子組換えでない」というのは検出限界値ですね。それ以外に「遺伝子組換え」があり、その真ん中の部分をどのように表現するかということですが、その表現のところに「遺伝子組換えでない」という表現を入れると非常にわかりにくくなってしまいます。

それでは、どういう表現がいいかという点、私は正直に言って余りはっきりした意見があるわけではないのですが、ただ、さまざまな消費者の方がこういうふうにしたほうがいだろうという意見はお持ちのようなので、どこかで酌み取っていただける場があるといいとは思っております。

今のところ、そんなところでしょうか。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。武石委員。

○武石委員 このところにつきましては、5%の「意図せざる混入」率はそういう方向でいいと思いますが、前回も最後まで主張させていただいた、新しい検出限界以下の0%の「遺伝子組換えでない」表示制度と言ってしまいましたが、提出資料のほうに書いたような理由で、全体の合意を得た制度とするには現時点ではなかなか懸念が多いというのは正直なところでございます。

簡単に提出資料の話だけさせていただきますと、1ページで、まず、消費者ニーズのところを書いてございます。今回「遺伝子組換えでない」という表示が正しいもので誤認を招くものではないという指摘は、そこまで否定するつもりはないのですが、実際「遺伝子組換えでない」について0%の純度を求める消費者がどれだけいらっしゃるのかといったところの実証も余りされていない中で、1つは、消費者ニーズという点から考えると、2パラグラフ目の最後にアンダーラインを引いておりましたが、混入率をゼロにすることによって、遺伝子組換え食品が安全性に懸念があることから引き下げるといった誤った印象を与えるのではないかとといったことも懸念されますし、最後の3つ目のパラグラフに書いてございますように、現行のこういった実際の今の「遺伝子組換えでない」表示の商品を求める消費者ニーズに逆行する懸念もあるのではないかとといったことから、もう少しじっくり消費者ニーズを把握するべきではないかということが1点。

もう一つは、2ページの2で書いてございますが、検査面での実行可能性ということで、前回、これについても検査方法についての議論は収束を見たような感じには受けとめておりません。実際、輸入商社の人などからも聞くところによると、例えば、2パラグラフ目で書いてございますように、1万トンでとうもろこし約285億万粒にもなる。その原料について、どういった工程でどのサンプルをとるかによって検査数値はかなり振れてくるのではないかと考えたことを考えると、検査コストも含めて罰則をかけるに至る統計的有意性も含めた検出限界以下の公定法は本当にできるのか。それをこれから検討されるということは書いていただいているので、そういった方向性があるということかなと思いますが、そこら辺について、少なくともこの検討会の中でも意見を少し確認したらどうかと思いま

す。

最後の社会的検証のところでございます。ここも確認したいと思うのですが、この検出限界以下の0%というのは、数値でいうと恐らく0.01%ぐらいのものを想定されているのではないかと思います。そういった場合には、そこに書いてございますように、なかなか輸入自体は難しいという中で、国産であれば大丈夫なのかという国産でもコンタミの可能性はかなり出てくるということになると、実際にこれは制度として本当に機能するのか、そこら辺を担保するための社会的検証は本当にできるのかというあたりをもう少し冷静に整理しないと、方向性だけ、これはできそうだということを示すことについては、まだ現時点では少し懸念があるというのが正直なところですので、こういった意見を出させていただきました。

○湯川座長 ありがとうございます。

特に検査方法については、前回も大分議論はさせていただいたつもりです。本当に学術的な厳格さ、厳正さをもって、ゼロであるかを追求するための検査方法ではなくて、表示の根拠たる0%を担保できるような、逆に言うと、誰がどこでやっても同じ結果が出る検査方法ということです。これは実効性も担保した検査方法をこれから検討する。さらにこれは検査方法と判定方法との組み合わせになりますので、偶発的に入ったものまで違反として見るかどうかというのは、行政的な判断になるかと思います。そういった検査方法と、さらにそれが偶発的なものか、善意で管理していたものがそういう結果になったものかどうか、それによって罰則をかけるかどうか判断するといったところまで議論を前回にし、具体的にどうするかということころまではもちろん出ていませんが、議事録では、そこら辺までは書かれているところです。

あと、そういった検査方法について、さらにこういった懸念に対する何か事務局から発言があればお願いしたいのですけれども。

○赤崎課長 それでは、前回までの議論になりますが、具体的な定性検査法はこの検討会で方向性が決まった後に実際につくることになってはいると思いますが、基本的な考え方といえますか、どういう性格のものか簡単にお話しさせていただくと、これは前回の近藤委員なり、今、座長が言ったことの繰り返しになりますが、新しくつくる定性検査法については、これは今の定量検査法と同じと思っていますが、正確性と実行可能性のバランスにも配慮ということが前提になります。あわせて、統計的観点からの合理的根拠に基づくということも想定しています。具体的にどうかというと、現在、コーデックスという国際基準があります。そのコーデックスのガイドラインによると、95%の統計的な有意水準を担保するとなっています。あと、分析結果について、全国的な統一性、安定性の担保という観点から、各分析機関、標準的なところは幾つかあると思いますが、実際の分析精度の違いも考慮して公定検査法をつくることになってはいると思っています。前回に近藤委員から、先ほど座長からもお話がありましたように、誰がやってもおおむね同じ結果になるようなもの、それは先ほどのコーデックスガイドラインの考え方にもありますが、そういった考え方に

即して公定検査法をつくることになるかと考えています。その意味での繰り返しになります。当然、正確でないといけませんし、加えて、実際に制度を運用していく実行可能性にも配慮して、バランスを当然考慮したものになると考えています。

○湯川座長 この辺はまだこれから検討の余地ありということにはなるわけですが、そういう答弁になります。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 検知法についてはすごく懸念しております。定量法によって1%や3%は実務的には難しいと思うので、定性でやっていくという方向そのものは、やるとしたら正しいと思うのですが、実際、混入の現状を考えると、定性分析でなくとも非常に精度の高いものなのです。だから、きちり定性分析でその精度が出るぐらいで検査したら、事実上、組換えでないというものは全てなくなると私は思います。それは、本当にまざっているものだけではなくて破片のような遺伝子が入っていても全部拾ってしまうからなのです。感度を下げて現実的な感度にするという話だと思うのですが、そうすると、定性分析の精度の話ではなくて、実際にはサンプリング誤差の話になります。ですから、何粒すり潰すかということが検査精度そのものなのです。だから、100粒すり潰せば1%の検査精度で、1,000粒すり潰せば1,000分の1で0.1%になるので、それが検査精度そのものになります。

先ほどコーデックスのお話がありましたけれども、コーデックスのサンプリング誤差は均等にまざっている場合にどれだけ誤差が出るかということで、そこでの確率分布から出しているのです。それに対してこの遺伝子組換え食品はただら汚染なので、ただらにまざっていますので、確率どおりには取れないのです。出てくるときは割と高濃度に出てきて、出てこないときには出てこないというものなので、すると、アメリカでとった検体と日本でとった検体とが違ふ、検査結果が当然違ふ、それも濃度も激しく違ふということになります。日本国内でもどこでとるかによって変わってくるし、とるタイミングでも変わってくるという問題があつて、なかなかその検査精度が出ないと思うのです。

まず、量の関係でいくと、1万粒とかをすり潰すというのは気の遠くなるような話で、それを本当にすり潰すのですかと。すり潰せばすり潰すほど、たくさんサンプリングをすればするほど、サンプリング誤差の問題が非常に大きくなってきて、それは理論的にはなかなか解決できない問題なのです。ですから、そういう検査を定性でするのであれば、検査のやり方そのものではなくて恐らくサンプリングの問題が一番大きく問題になるので、それが本当にできるのかということとは試案だけでもつくっていただいて、それができるのかということと、それがAというところで陽性でBが陰性だった場合に紛争が起きますから、そんな場合に紛争の解決ができるのですかとということをもうちょっと踏み込んで考えていただかないと、この検査方法は非常に大きな危険をはらんでいると思うのです。

そこら辺の検討はぜひ方向が決まる前にある程度考えておくべきことだと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

とはいうものの、ここで検査方法の検討まで入ってしまいますと、1年間この検討委員会が休憩に入ってしまうということにもなりかねません。今の御指摘はそのとおりで、御指摘として受けとめて、検討会としては一定の方向性を出して進めていかざるを得ないのかなと考えております。

近藤委員から今の御指摘について何かコメントがありましたら、お願いしたいと思えます。

○近藤委員 今村先生の御指摘は定量分析と定性分析を誤解されているのかなというところを感じるのですが、例えば、サンプリングの問題というのは、定量分析の定量値のばらつきのところ効いてくるわけですので、定性分析とは話がちょっと違う。それから、定性分析で判定するというのは厚労の未承認遺伝子組換えのほうで実際に動いているシステムでありまして、そのときにどのようにつくるかという、まず、いろいろな濃度をつくって、95%陽性になるというライン、検出限界を大体我々のところで21回測定して20回以上出るといふところの検出限界値を求めます。それで、実際の判定はそれよりさらに上に置く。それで陽性か陰性かを判定して運営していくということで、実際には、どういふサンプリングにしてもほぼ100%出る。そういうラインで判定している。それで運営していて、実際上の法律的な問題が起きたということは聞いていない。定性で判定するという方法は実際に厚労のほうで動いているシステムになるので、実行上、特に混乱を伴うという考えは持っていないということです。

○湯川座長 今村委員。

○今村委員 厚労のサンプリングのことは私も理解していますし、あの数値をつくったときに私は担当だったので、その状況はよく理解しております。ただ、単純に考えて、定性は幾ら濃度が下がってもひっかけることができますので、定性の濃度の精度を上げれば1粒でもまざれば陽性に出してしまうのです。ですから、その1粒がまざる可能性がサンプリング誤差の話としてあるということだと思ふのです。

サンプリング誤差の場合は、部分的に濃度が高くなっているから、陽性の粒が入っている可能性が高いですから、同じ部分から3回とっても出るので、サンプリング誤差の問題があったので、厚労省のサンプリングのときにはそういうとり方をするようにしていたと思ふのです。それに対して、実際に国が変わるような、検査法の場所が変わるようになってしまうと、全く違うところをとってしまうので、それとは別にサンプリングをとる場所の問題が出てきてしまうので、それが紛争になっていると思ふのです。実際にスターリンクなどの実験のときには、アメリカでとった検体と日本が違って、日本では何回とっても陽性に出、向こうでは何回とっても陰性になるということが起こっていて、その問題が起こってくるだろうと危惧するのです。これはあくまで危惧ですから、必ずそれが起こるとまでは言いません。それを防ぐためのサンプリング方法と検体の抽出方法ができれば可能だと思ふのですけれども、そこを心配しています。

○湯川座長 もちろん検査方法を定める場合にはサンプリング方法も定めますので、そういった紛争が起こらないような検査方法には当然していくことにならうかと思えますけれども、これは実行する際の検査方法の検討を進める際の指摘と受けとめさせていただければと思うのですが。

○今村委員 検知のことは実際に時間がかかるから先々の問題ということで先送りするとして、この検知法がもし解決したとしたら、この精度は大きな懸念があると思っていて、検査精度、検知が非常に厳しくなってくると、事実上ゼロトレということになったら「遺伝子組換えでない」という表示がなくなるということが起きると思います。ですから、まず、それがいいのですかということが1つ、制度としての懸念で、それは事実上禁止しているのと変わらないので、禁止ということで割り切れば構わない。それを検知するときの精度によって多分変わってくるだろう。

その上で、ある程度「組換えでない」というものが流通できるという検知レベルに設定したとしたときに、これは本当にこの消費者の皆さんが求めている変化を生むかという、私はすごく疑問です。恐らく起こってくることとして、この「でない」表示をするためにはすごく手間がかかるので、プレミアム表示になって値段が上がると思うのです。2倍、3倍というオーダーで上がってくるような上がり方をすると思うのです。プレミアム「でない」表示で、それ以外の表示がどうなるかという、今、ここに例示に出ている、非常に長くなってしまった0～5%の表示と、「不分別」という3つの表示になるのです。この3つの表示になったときに、消費者の皆さんがどれを買うかで、どの制度が生き残るかが決まるのです。やはり高くても「でない」を買いたいとみんなが言ったときに、この「でない」を買いたい人がみんなプレミアム「でない」のほうを買ったとしたら、今度は0～5%のややこしくなる表示の部分を皆さんが買うかということだと思えるのです。もう一つは「不分別」ですから、「不分別」というものでもいいやとみんながなってしまうたら、この今あるIPハンドリングの制度は全部なくなってしまうのです。ですから、プレミアムの「でない」表示と「不分別」という世界になる可能性があると思うのです。それは本当に日本の消費者の皆さんが求めている未来なのではないかということをおはすごく疑問に思います。そんな高いものばかりを買わないよと、ややこしいけれども、0～5%をみんなが買いますよと言う意見もあると思うのですけれども、実際、自分が前に制度をつくったときに、「でない」表示がそんなに人気が出るとは思っていなかったもので、今回も同じようにその「でない」表示の人気が出たら、高くても買うということであれば、結局、今あるIPハンドリングの制度がなくなってしまう可能性があると思えるのです。

今あるIPハンドリングの制度は、確かにゼロではないですけれども、低い濃度の遺伝子組換え食品を安い価格で大量に入れられる制度なので、日本に入ってくる総遺伝子組換えの量としてはすごく少なくなる制度なのです。ですから、それがなくなってしまうかもしれないということに危惧を感じています。その危険を冒してまでこれをするのですかということ。まず、危険性を感じているので、その危険性はぜひ書いてほしいと思ってい

ます。その上で、禁止するのだったら禁止してしまったほうがきれいといいと私は思うのですけれども、少なくともこのまま進んでいくと、今、バランスの上に成り立っている制度は全部潰れる可能性があるかなと思いますので、その部分の危惧はぜひ御議論いただきたいと思います。

○湯川座長 松岡委員。

○松岡委員 前回も同じような議論をしたと思うのですけれども、私は「遺伝子組換えでない」が宝石のごとく扱われるというのは、全体のことが消費者に知られていないということがあると思うのです。ですから、今、この表示例の3ページで挙げられた0～5%間近くまでの表現は、こんなに長くする必要はないと思いますから、もっと考えることができると思いますし、それが今までと同じようなレベルなのだということをきっちり消費者に伝える努力をするべきだと思うのです。1年でも2年でも、今まで十何年かかって積み上げてきた形ですので、言葉を変えて同じものをやっているのだということを伝えるべきではないかと思います。

前回、事務局から東京都の検査結果でも検出されないでいるものはあるということも出ていますから、今村委員が恐怖を感じていらっしゃる事態には私はならないのではないかと思うのです。事実は同じなのですから、これをなしにしろと言っているわけではなくて、5%以下という制度自体は生かされていくわけで、言葉をどのようにするか、消費者の人がちゃんと理解するようにするほうが大事で、5%が含まれているかもしれないけれども「遺伝子組換えでない」と言うほうがひどいように私は思うので、そういう危惧を抱く人もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、実態的に変わっていかないように思うのですけれどもね。言葉が少し変わったぐらいで、そんなにみんなびっくりするのでしょうか。逆宣伝する人がいれば別ですけれども。事実をきちんと伝えるという努力は消費者庁や私たちもしなければならぬと思うのですけれども、それでいいのではないかと思うのです。

以上です。

○湯川座長 ほか、いかがでしょうか。

立川委員。

○立川委員 前回の話の続きのような形になっていますが、この報告書の中に書いておいたほうが良いと思いますのは、要するに、今回の見直し検討で得られた結果は、新たな制度をつくるものではない、要するに、現行制度を基本的に堅持するものであるという点です。新たな世界をつくるものではないということをごどこかに明記して頂いてはと思います。ただし、現行制度において運用されている一部の表示方法、表現ぶりに関して、もう少し慎重な対応をするべきだということになったというのが検討会の結果だと思います。ですから、現在の「でない」表示が、いわば優良誤認を招いている、あるいは誇張されているということで、もう少し控え目な表現にするべきだということです。オーストラリアなどでのGMフリー表示の運用について調べてみたのですが、オーストラリアなどでもGMフリー

と書くということは優良誤認を招いて、それ自体が企業にとって訴訟リスクになる、そのためGMフリーとは書かないということになっています。これはプロダクトとプロセスという観点で考えると分かりやすいと思います。要するに、「でない」表示を行うことで、最終製品がGMフリーであるということを想起させてしまう。言い換えれば、プロダクトとしての最終製品がGMフリーということになってしまうので、これは100%GMフリーだと消費者に受け取られても仕方がありません。ですので、むしろプロセスを表記することが必要だと思います。どういう形でプロセスを踏んだかということを表示あるいは文言として書き込むことによって、より正確な現実に応じた情報を提供することができると思います。「でない」表示が望ましくないのは、単にプロダクトにのみ言及していて、プロダクトで「でない」表示になってしまうと、先ほどの繰り返しになりますけれども、100%GMフリーだろうと思わせてしまう。そこが違うのかなと思います。

以上です。

○湯川座長 いまのような趣旨を書くとする、「5. おわりに」の部分かなと思いますけれども、まだ結論が出ているわけではないので。そのほか、いかがでしょうか。

夏目委員。

○夏目委員 今村委員の御懸念もわかるのでけれども、現行の表示制度はIPハンドリングの実施の有無に基づいて組み立てられていて、ここの変えるという議論はなかったわけです。ですから、GMフリーのところを御懸念し、事業者がIPハンドリングをやめてしまうと、本当に事業者はどのように動くかどうか。私は、わかりませんが、動かないのだろうと。むしろ私は、事業者としての責任を果たすための御努力は引き続きされるのだろう、つまり、IPハンドリングは継続されていくのだろうと理解しているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○今村委員 私が申し上げたのは、事業者の努力ではなくて消費者の皆さんが買うかということなのです。消費者の人が買ってさえくれれば、制度は続くのです。ですから、「でない」という表示と、もう一つ、0～5%の表示と「不分別」という表示で「でない」という表示が出たときに、「でない」を買う人と「不分別」でいいという人に分かれてしまったら、真ん中が飛ぶからIPハンドリングの制度がなくなるという意味なのです。だから、消費者の皆さんが買えば、この制度は維持するのです。買うのでしょうかという問いかけなのです。

○湯川座長 どうぞ。

○夏目委員 私も一人の消費者なので、全体を代表しているわけではないので、消費者は買うのですかと言われたときに、買います、買いませんとはっきりは申し上げられないのですけれども、ただ、私個人としましては、少なくとも今までの優良誤認を招くような表示を解消できるということは新たな一歩だと思います。消費者はさまざまですから、GMフリーを求める消費者だけではなくて、むしろ多くの方は5%以下であれば購入するという人たちのほうが多いのではないかと推測の域なので、そういう意味では、買いたく

ない人は買わない。買いたい人は引き続き買えるという制度になっていくことが一つの解決方法ではないかと思います。その上で、私はずっとこの制度の根幹を見直してほしいと言ってきましたので、非常に妥協的な立場で物を言っています。

○湯川座長 ありがとうございます。

澤木委員はいかがですか。

○澤木委員 ですから、消費者教育・啓発でこの0～5%の間をしっかりと啓発することによって、今まで「でない」と書かれていたものと同じことで、ただ、今回の「でない」表示は0%になったというところをしっかりと消費者の方に伝えていけば、今まで「でない」だったものと同じものなのだと分かれば、消費者の方はそこをきちんと理解して買うのではないかと思うのです。

○湯川座長 まだ発言をいただいていない江口委員、神林委員にお願いしたいと思います。

○江口委員 私がここでやはり一番違和感を覚えるところは、0%、検出限界ということと事業者が自信を持って出せることなのかどうかというところが非常に気になることでして、「意図せざる混入」は事業者はそういうことがないように一生懸命やってきたにもかかわらず混入しているということですので、本当に0%という基準をつくって、そういう商品をつくるということが現実的なのだろうかということをしごく感じております。そういう意味からすると、この基準の0%というのはあり得ないものをつくってしまうのではないかということをしごく感じておまして、そういう意味から言うと、今回のこの内容は少し行き過ぎた記載かなと感じているというところではあります。

○湯川座長 ありがとうございます。

神林委員、お願いします。

○神林委員 現行制度を維持した状態で表示だけを変える委員会ということではなく、制度そのものを変えられるか変えられないのかということ議論して行って、結果的にはここに今は落ちついているということだと思います。

私は、これまでの議論の中で、正しい表示、正確な表示ということをやるのであれば、「遺伝子組換えでない」というものは0%ということをしごくしてきました。皆さんもおっしゃられているように、この部分だけで言えば「意図せざる混入」率は5%という仕組みは全然変えていないわけで、今までと何も変わらないわけではあります。ですから、まさに表現の仕方が変わるだけの話で、消費者の方に正しい表示を示す。それはまさに次のところに出てくる、消費者に対する普及・啓発という、今までは「遺伝子組換えでない」と書いてあったけれども、実は0～5%までの間だったのですよと。それが今度は0%は0%としておき、0～5%の間は違う表現ですけども、やっていることは同じですよということをお話させていただき努力をすればいい話かと思っています。

そのときに、ちょっと気になっているのは10ページの(3)の1つ上の行なのです。「任意で表示することを妨げないものとする」という言い方の「妨げない」という言葉はすごく消極的に聞こえて、事業者は皆さんの経営努力の中でやられると思いますけれども、我々

の立場からすると、積極的な表示をしていく、消費者に正確に伝えていくという感じでここは書いていただきたいと逆に思いました。

○湯川座長 ありがとうございます。

今村委員、いかがですか。

○今村委員 今の「でない」を0%にするというのは、制度的には非常にきれいだと思うし、今の問題点を解決するいい方法だと思うのです。でも、現実には何が起こるのでしょいかということ、私は可能性として皆さんに投げかける義務があると思っています。

1つは、「遺伝子組換えでない」という表示が全部なくなる可能性があるということです。0%に限りなく近いものがあるというのも当然そうなのですが、繰り返し検査をして必ずマイナスになるかといったら、それは保証の限りではなくて、すごく特殊な環境でつくられたもの以外はそれは難しいのです。ですから、すごく高いGMになるか、「遺伝子組換えでない」という表示がなくなるかということ、ここをここに下記するようなイメージが私はあります。

どっちに転んだとしても、「組換えでない」という表示がなくなったら嫌な人もたくさんいると思うし、今度はそのプレミアムというものができたときに、皆さんが高くてそれを買うと言ったら、真ん中の0~5%のものは人気なくなるわけですね。人気なくなったときに、その部分を消費者の皆さんが余り買わなくなったら、あとは「不分別」と書いて同じだけ売れるのだということがわかれば「不分別」のほうに流れていく可能性があります。そうすると、今のIPはなくなってしまいます。それを心配しています。

これは賭けなのですけれども、そうなるでもいい、賭けをしてもいいということであれば、この制度を皆さんの合意で進めていくことはあり得ると思うのですけれども、そのリスクは考えるべきだと。最初に立川先生に御指摘いただいたように、モニタリングとしてこの制度が本当にそうならないかどうかということを見ていく必要は私には本当にあると思うので、それはぜひしてもらいたいと思うのですけれども、私はここにこの表示変更をかけることにリスクを感じます。それは、「でない」表示がなくなるリスクとプレミアム「でない」ができたときに今のIPがなくなるリスク、この2つだと思うので、そこを賭けとしてやるかやらないかということだと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

今村委員からまさに懸念の指摘があったわけですが、既に皆さん一回り以上お伺いしまして、「でない」という表示に対してもう少し厳しくしてはということが大勢だったと思いますので、今村委員からも指摘がありましたとおり、立川委員から最初のほうでお話がありましたようなモニタリング、表示の影響の検証については、盛り込まざるを得ないといえますか、むしろ積極的に盛り込むべきだろうと思います。

それと同時に、最近の表示制度は、必ず必要に応じ見直しという文言が、たしか原料原産地のときも、施行後、一定の時期で見直すという文言が入っていますので、そういったモニタリングの状況を見て必要に応じて見直しという表現を加えておくということはどう

かと思うのです。

○今村委員 最終的には、皆さんの合意だと思います

○湯川座長 大勢としては、今村委員からの強い懸念がありましたし、江口委員からも反対というお話、武石委員からも反対があったのですが、ここは表現の問題として「でない」というのは厳しくする。それから、立川委員からありましたように、プロセスを重視した表示制度という御意見もありまして、それから検出限界から5%のところの表示をどうしていくのかというところにもなっていくかと思っています。

方向としてはそんなところでまとめさせていただきたいのですが、どういう表示にするかということがきょうの参考資料で出ているのですけれども、「遺伝子組換えでない」という表示の対象範囲が狭くなるということで、残された白地の部分をどういった表示にすべきかというところを少し議論していただきたいので、意見がある人はお願いします。

立川委員から先ほどプロセスを重視するというお話がありましたけれども、いかがですか。

○立川委員 基本的な考え方の中に視点は既にご書いていただいておりますが、こういった表現について、幾つかアイデアを書いておく、要するに幾つか複数のオプションを提示するのがいいかなと思います。

話が戻ってしまいますけれども、日本の義務表示制度は1999年に導入が決定したということで、世界で一番最初に表示制度の導入が決定されました。その後に、後続のいろいろな国が遺伝子組換え表示を導入する中で、GMフリー表示はちょっとまずいのではないかとということが議論されて今に至っているわけです。したがって、日本が十数年ぶりにこの制度を見直すときに、そういった各国の経験を学びながら微修正するべきところはい、軌道修正を行いつつ議論を進めていくということで理解できるのではないかと思います。

実際にGMフリーに対して厳しい規制を導入した国でGMフリーが爆発的に増大しているかという、そうでもないと思います。ましてやそういった国は自国農産物で製品が作られるような、輸入に余り依存していない国にもかかわらず、GMフリー表示はそんなに爆発的にふえているような状況でもないと思いますので、恐らく今村委員が御懸念されているような事態にはならないのではないかと思います。確定的なことは言えませんが、今村委員がおっしゃった方向がもしも実現するとすれば、それは最初の制度設計の予想どおりに進んだということになるのかもしれない。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

新しい表示の言葉、その辺については、松岡委員、夏目委員、いかがでしょうか。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 なかなか大変で、周りの人にも考えてと言ってありますけれども、そう簡単には今のところは出ていないところです。

○夏目委員 先ほど私も申し上げましたとおり、なかなかこの表現は難しいと思います。

皆さんでいい知恵を出すしかない。済みません。今、これという表現を持ち合わせておりません。

○湯川座長 澤木委員はいかがですか。

○澤木委員 文言が長くなってしまうと、どうしても一括表示の中には入らない。欄外に書くのであれば、ここに書いてありますということが目立つような位置に書いていただかないと消費者は気がつかないということもあると思います。

文言としては、「分別流通をきちんとして0～5%の間ですよ」ということで、本当は私としては5%未満だということを文言に入れていただければ一番わかりやすい気がしますが、数字を入れるのは難しいということであれば、分別管理をきちんとしていること、分別流通しているものは5%未満であるというところを消費者の方にしっかりと啓発をしていただきたいと思います。

あとは、2番目の一括表示の中に示すものという例では、ここは既に原料原産でアメリカと入っていて、その後になると思うのですが、「これは混入を防ぐため分別管理が行われたものです」と書いてあれば、消費者としてもわかるのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、反対の意見だったわけなのですけれども、あえて江口委員、武石委員にも伺います。

○武石委員 まだなかなか表現を考えるまでに及ばなくて、難しいと思います。せめて今村委員がおっしゃったような最後のところ、例えば、この10ページの「現場で混乱が生じないよう」と真ん中ぐらいに書いてありますが、少しそこら辺を丁寧に書いていただいて、要は、今回、同じ表現で全く違う意味にするような表示制度になってしまうので、その表示制度を導入した結果、現行のIPハンドリングや既存の制度に与える影響をシミュレーションなりモニタリングをしながら、制度設計は慎重にやっていく。どこまで書くかは難しいのですけれども、そういった制度設計について現場をよく御存じの分析の専門家なり事業者からかなり懸念が出ていたということ、少しでもこういった報告書に残しておくべきではないかということ意見を述べさせていただきたいと思います。

○湯川座長 江口委員、いかがですか。

○江口委員 この部分は任意表示ということですので、事業者が表現方法を最終的には考えるのだと思うのですが、ただ、先ほどほかの委員からの意見で「遺伝子組換えでない」という言葉は使わないでほしいという意見がありましたが、これを仮に「遺伝子組換えでない原料を分別」と書いたら、これは違反ということになるのでしょうか。

○湯川座長 事務局お願いします。

○赤崎課長 ただいまの江口委員からの御質問でございます。現時点で確定的なことを言うことは難しいのですが、お手元の資料の2ページをあけていただくと、「具体的な表示例」と書かれていますが、上に2つの○を書いています。一つは、分別生産流通管理が適切に行われているという事実、これはIPハンドリングを行っていることとと思っています。

そういう趣旨のことは書けるのです。もう一つに、「遺伝子組換えでない」食品であると消費者が誤認しないということがあります。「遺伝子組換えでないものを分別」と書くと、委員の皆様からお話があったように、どうしても「遺伝子組換えでない」と。それに「分別」がつけただけであれば、「遺伝子組換えでない」と書いただけのものでもIPハンドリングはしていますから、結局、同じことと受けとめる消費者が多いのではないかと。そういうことを踏まえた上で、冒頭に言ったように、まだ確定的にどうするか決まったわけではありませんが、今後、いろいろな関係の方々のお意見もいただきながらきちんと整理していきたいと思っています。

○湯川座長 今のところは確定的な答えを出せないということですね。

そのほか、神林委員、いかがでしょうか。

○神林委員 感想です。

2ページの②、「可能性があります」と言われると非常に消極的という感じを受けるなど。ですから、それよりは3ページのほうがはっきりしていいと思って見ていました。

○湯川座長 ありがとうございます。

近藤委員はいかがですか。

○近藤委員 なかなか表現は難しいのですけれども、「不分別」でも「組換え不分別」でもないし、一言、短い文章でわかりやすい表現があるといいとは思っています。例えば、「分別流通済み（○%）」みたいな、不等号のような書き方も一つかとは思っていますが、まだ具体的なこれがいいというものはないです。

○湯川座長 ありがとうございます。

5%から不検出の間、白地についての文言については、今回の検討会では決定的なものが出なかったということで、江口委員から御指摘がありましたように、いずれにしても任意の表示の表現ですので、こういった表現なら認められるのかということ、これは現在もそういった表示例はあると思いますので、事務局からそういったサンプルを、今回も並べていただいているのですけれども、幾つか代表的なサンプルを並べていただいて、そういったものを次回示していただきたいと思っています。

時間が既に4時を超過しております。4.については非常に長時間をかけましたけれども、今、お話しした方向でまとめたいと思います。

「5. おわりに」について、これは既に何人かの方から関連して意見も出されております。私の頭の中でそこら辺を集約できるほど覚えていないのですけれども、事務局で記録はしていると思いますし、議事録も残りますので、それらはもちろん反映させるとして、この「5. おわりに」のところでさらに何かつけ加えることがありましたらお伺いしておきたいと思っています。どなたからでもお願いします。

松岡委員。

○松岡委員 つけ加えるのではなくて、11ページの最後の4行が「自主的かつ合理的な食品の選択ができる制度の設計をお願いしたい」と「お願いしたい」が2つ出て来るのです

が、確かに我々検討会から消費者庁にお願いする話ではありますが、何か非常に違和感を覚えます。消費者庁の検討会において、すごく消費者庁にごまをすっているというか、ちょっと嫌らしいところがあるので、「制度の設計をすべきである」とか、もうちょっと客観的な表現でないと、ここだけ突然お願いベースになるのは違和感が非常にあるので、検討してください。

○湯川座長 私もそのとおりだと思います。済みません。お役所に向かいますと、ついついお願いしたくなるのですね。そこは改めておきます。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員。

○夏目委員 前回の議論でも海外の情報という話をさせていただいたのですが、「5. おわりに」なのかわかりませんが、これだけ輸入をする日本にとって、海外の状況はとても大事だと思います。ですから、情報収集を引き続き続けながら制度を見ていくというところはどこかに入れていただきたいと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

神林委員。

○神林委員 今回のこの流れで、どちらかというと、科学的検証、管理ができる、監視ができるというところが、どうしてもそこから抜け切れなかったというところがあったというのが私の感想でして、中でも議論がありました例の社会的検証については、いろいろ課題があるのでしょうか、海外の制度とも関係があるので、そうはいつでも社会的検証を構築していくことについても、今後、検討する必要があると入れたほうがいいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

江口委員、いかがですか。

○江口委員 はい。

○湯川座長 近藤委員はいかがでしょう。

○近藤委員 特にありません。

○湯川座長 立川委員はありますか。

○立川委員 特にありません。

○湯川座長 澤木委員。

○澤木委員 特にありません。

○湯川座長 よろしいですか。

武石委員は。

○武石委員 社会的検証は確かに必要だと思いますが、抽象的でなかなかわかりにくい言葉で、消費者の団体がもともと求められているトレーサビリティみたいなものがしっか

り制度的に確立しないと、この社会的検証は難しいのではないかとも思ったりするので、むしろ大きな方向性としてはそういうことをしっかり制度化することのほうが先決ではないかという点と、これは実際にここに書くかどうかは別なのですが、今回、同じ表現で意味することが違う表示制度ができるということで、従来、こんな制度をつくる際には経過措置期間みたいなものを設けていたのですが、それよりはむしろ今回の制度は普及・啓発を先にしてからその制度を適用するというをやらないと、事業者自身が理解できるかどうかということもあるし、消費者の方が同じ表示で意味するところは違うというのはかなり混乱すると思いますので、いきなり適用ではなくて、これはむしろこれから食品表示部会の中で議論していただくのでしょうかけれども、むしろ経過期間ではなくて適用時期を少しずらして、しっかり普及啓発をしてから適用するという取り組みが必要ではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

これはどこかで武石委員から指摘があったと思うのですが、「遺伝子組換えでない」という言葉の意味が変わってくるので、新旧の表示制度でその意味が違うということも何らかで徹底しておかなければならないというお話があったかと思いますので、その辺についても書いておいたほうがいいですかね。

○武石委員 はい。

○湯川座長 わかりました。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 非常に難しい議論なので私もいろいろ苦言を申し上げましたけれども、制度そのものがうまくいくことが一番の望みで、最終的に消費者の皆さんが欲しいものが欲しい形で手に入るということが一番重要だと思うので、それが達成されているかどうかの確認とモニタリング、今、武石委員からもありましたように、達成されるのに必要な説明と理解を最初の段階でしっかりとやっていただく必要があると思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

一通りお話をお伺いしましたけれども、さらにつけ加えてという方がおられましたら、どなたからでもお願いします。

予定の時間を超過しておりますので、本日いただきました御意見を踏まえまして、次回、修正をしました報告書案で内容についての最終調整を行いたいと思います。ありがとうございました。

そのほか、皆様から何かございますか。

もしないようでしたら、次回の日程につきまして、事務局からお願いします。

○蓮見課長補佐 第10回検討会は、3月14日、水曜日、午前10時から、本日より同じ合同庁舎第4号館の4階、この408会議室で開催いたします。よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 以上で本日の議事を終了したいと思います。第9回検討会を閉会させていた

だきます。

時間を超過しまして、どうも申しわけございませんでした。皆さん、どうもありがとうございました。